

京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二卷 第十二號

大正四年八月一日發行

論叢

商書周書に見はれたる政治經濟思想……………法學博士 田島 錦治

公益上の免稅……………法學博士 神戶 正雄

運賃論見たる繫船同盟と海運同盟……………法學士 小島昌太郎

自殺統計論……………法學博士 財部 靜治

說苑

徳川時代岡山江戸間の海運……………經濟學士 黒正 巖

リカアドに於ける労働價值法則の妥當性に就いて……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

近世農村の性質……………經濟學博士 本庄榮治郎

社會統計てふ名目の意義……………法學學士 財部 靜治

手形交換制度の先驅としての里昂のベイマン……………經濟學士 小川福太郎

物價の變動と從量稅……………法學士 沙見 三郎

法令

漁業共 施設獎勵規則・漁業財團抵當登記取扱手續・職業紹介法施行令中の改正・關東州の生産に係る物品の輸入税の免除に關する法律・國有林野火防組合規程・預金部預金を郵便貯金に振替の件

(禁轉載)

經濟論叢

第二十一卷 第二號 (通卷第百零拾號) 大正十四年八月發行

論叢

商書周書に見られたる政治經濟思想

田 島 錦 治

緒 言

余は曩に本誌第十八卷第四號(即ち大正十三年四月刊)に於て「虞夏書に見られたる政治經濟思想」と題する小論文を公にしたるが、今余が茲に筆を下す所の小論文は前論文の續稿にして、二者を併せて始めて「尙書に見られたる政治經濟思想管見」と題すべき一小著を成すべきものなり。

既に述べたることあるが如く、古文尙書は虞書、夏書、商書、周書の四部分に分たれ、伏生の今文尙書より篇數多く有り、而して此等の今文に無くして古文にのみ有る部分に對しては、偽作の

論叢 商書周書に見られたる政治經濟思想

第二十一卷(第二號) 一四九

疑あり、又は僞作に決したりとの説あるは、余の既に述べたる所なり。然れども此等の部分も蓋し古聖賢の片言隻語の巧に蒐輯編成せられたるものに外ならずして、之に因りて古聖賢の思想を窺ひ知るを得、以て後世の參考訓戒に資すべきもの多きは、亦余の曩に説きたる所なり。今や前論文に次ぎて商書周書を説明するに方りても亦思ひを此點に致し、上古支那の政治經濟思想を窺ふに適切と思はるゝ篇章は古文にのみ獨り有るものと雖ども之を採りて解説批評し、餘り適切と思はれざる篇章は今文古文共に有るものと雖ども之を省略に附すべし。讀者諒せよ。

第一章 商 書

古文尙書は湯誓、仲虺之誥、湯誥、伊訓、太甲上中下、咸有一德、盤庚上中下、説命上中下、高宗彤日、西伯戡黎、微子の十七篇を現存すれども、伏生の今文尙書は、湯誓、盤庚、高宗彤日、西伯戡黎、微子の五篇を存するのみ、且盤庚は古文の上中下三篇を分つと異にして、只一篇を成す。

湯誓は古文今文共に有り、是は般の湯王が夏の桀王を討するに方り、軍陣に諭告せる詞なり。之を讀むに、桀を討するは天命を奉行するに在り、天罰を致すに在りとの意を反覆せり。元來湯は臣にして、桀は君なり、臣を以て君を伐つは不忠の至りと思はるれども、支那當時の思想に従

へば、人君と雖も民を虐げて罪を天に獲れば、最早人君には非ずして、孟子の謂ゆる一夫又は獨夫なり。(孟子梁惠王篇下)。故に當時の臣下にして聖徳ある者は天命を奉承し、天に代りて之を罰するを得と思考せられたるなり。湯誓に左の文あり。

「非^ツ台^ツ小子敢行稱亂。有夏多罪。天命^{シテ}殛^ス之。今爾有衆。汝曰。我后不恤我衆。舍^テ我穡事。而割^ス正^ス夏。予惟聞^ク汝衆言。夏氏有罪。予畏上帝。不敢不正^ス」。

この台^ツ小子は殷の湯王自らいふなり。我敢て叛亂を行ふに非ず、夏の桀王暴虐にして多く罪を天に獲たるが故に天は我に命じて之を誅せしむと人民に諭告せるなり。末文に夏氏罪あり、之を討せざれば天意に戻るべし、予上帝を畏敬するが故に天意を奉承し、敢て其罪を正ふせずんばあらずと言へり。然れども表面の事實は臣たる諸侯の身を以て君たる天子の國を伐つなれば、想ふに當時之を非と爲せる者無きに非ざりしなるべし、湯が台^ツ小子敢て亂をあぐることを行ふに非ずとの辯解ありし理由亦以て見るべきなり。

前掲の文の中央の部分に就ては、古來數説あり。孔傳に依れば、我后は桀なり。正は政なり。桀は民の農功を奪ひて割剝の政(苛斂誅求)を爲すをいふと解せり。然るに蔡註に従へば、我后は場を指す。曰く。「穡は刈穫なり、割は斷なり、湯の領地なる亳邑の民、湯の徳政に安んじ、桀の虐熯及ばざる所に在り。故に夏氏の罪を知らずして、桀を伐つ^の勞を憚り、反つて謂ふ、湯

は亳邑の民を恤ますして、我が刈穫の事を捨て、有夏を斷正すと。湯は言ふ我亦汝の衆論を聞くこと此の如し。然れども夏桀暴虐、天命して之を殛せしむ、云々と。史記の殷本紀には「今女有衆、女曰我君不恤我衆。捨我畜事而割政」とあり。因て古文の割正夏の夏字は衍なりとの説を生ず。愚考にては前掲孔傳蔡註二説の中、蔡註を大體に於て是なりと信す。蓋し當時湯は諸侯と雖も、夏の威令の及ばざる所に在り、隠として一敵國の如き概ありしならむ。故に史記に依るに。湯徳政を行ひ、諸侯心服したる時に當り、夏桀虐政を爲し、淫荒なり。而して諸侯昆吾氏亂を爲したれば、湯は乃ち師を興し、諸侯を率ひて昆吾を伐ち、遂に桀を伐ち、其桀を伐つ出師の初めに、前掲の論告を發したるなり。仍て余思ふに當時湯の桀を伐つに反對の二つの思想ありたるならむ。第一は倫理的のものにして、且當時識者の心理に萌て未だ言外に發せざりし理想なり。即ち臣を以て君を伐つを不忠となす考なり。湯の誓言に、台小子敢て亂を擧ぐることを行ふに非ずとの辯解の辭あるは、謂ゆる問ふには落ちずして語るに落ちたる類ならむ歟。後年これと略は同一の場合、即ち周の武王が殷の紂王を伐たんとせる時、萬衆は皆默したるに、獨り伯夷叔齊の二兄弟は武王の馬を叩へて諫め、此擧の極めて不忠不仁なるを絶叫したり。孔子が夷齊を褒めて仁を以て仁を得たりと言ひ、孟子は伯夷を尊みて聖の清なるものと爲し、而して太史公は夷齊を其著史記列傳の首位に置きたる、亦以て支那古聖賢の意の在る所を見るべきな

り。

第二の反對思想は經濟的のものにして、且當時の民衆が明らさまに告白したる苦情なり。即ち前掲湯の誓言に在る如く「汝曰。我后不恤我衆。舍我穡事。而割正夏。予惟聞汝衆言」とあるもの即ち是なり。汝は湯の亳邑の民にして、我后は湯を指す、割正夏は蔡註に従ひ有夏を斷正す（夏のわるい所を正す）と解しても、又史記に従ひ夏の一字を衍とし割政（即ち孔傳の割剝の政、他語を以てすれば人民の利益を削き取る軍政）と釋きても意味はよく通すべきなり。

之を要するに前掲の孔傳蔡註の何れに従ふも當時農政を重大視したることは亦毫も疑を容れず。故に次篇「仲虺之誥」の文中に左の語あり。

「肇我邦于有夏。若苗之有莠。若粟之有秕」

これは始め商か夏の諸侯の一となりたるに、夏王の忌む所となり。恰も苗田の中に莠（はぐさ）あり、粟畝の中に秕（しひな）あるが如く、常に除き去られんとしたることを述べたるなり。斯く如く國の存亡を農穀に譬へたるを見ても、亦以て當時の賢哲が如何に農事を重んじたるかを知るべしなり。

「仲虺之誥」は其篇首に左の文あり、以て其作れる理由を明にせり。

「成湯放桀于南巢。惟有不德。曰。予恐來世以台爲口實。仲虺乃作誥」

仲虺は臣の名、湯の左相たり。語は告なり。此篇蓋し仲虺か湯の徳に慙つる有るを、湯に向て慰諭し、併せて會同せる衆庶に告げて湯の盛徳大業を顯揚したる辭なり。此篇古文にのみ有りて、今文に無きが故に、之を僞書と爲す學者間に「惟有德慙」の句を難し、湯に慙徳ある筈なしと強辯する人あり。例へば閻若璩の如きは「易に曰く、湯武革命、天に順ひ、而して人に應ずと、苟も絲毫の慙あれば聖人必ず之を爲さず」と云へり(孔傳參正第三冊、商書四枚目)。然れども孔傳に慙徳を解して「慙徳不及古」といひ、蔡註に「湯之伐桀。雖順天應人。然承堯舜禹授受之後。於心終有所不安。故愧其徳之不古若。而又恐天下後世藉以爲口實也」とあるは、蓋し當を得たる説なり。此篇たとひ僞書の疑はありとも、此等の文字は天下後世に大功用あるものなることを忘る可らず。

仲虺の語に就て顯著なるは、天人の關係なり。語の首には曰く「嗚呼惟天生民。有欲無主乃亂。惟天生聰明時乂。有夏昏徳。民墜塗炭。天乃錫主勇智。表正萬邦。繼萬舊服。茲率厥典。奉若天命。夏王有罪。矯誣上天。以布命于下。帝用不臧。式商受命。用爽厥師」と。而して本文には曰く「欽崇天道。永保天命」とあり。

次篇の湯語にも「天道福善禍淫。降災于夏。以彰厥罪。肆台小子。將天命明威不取赦」の語あり。又「上天孚佑下民。罪人黜伏。天命弗僭。賁若草木億兆允殖」の

語あり。

又其次篇の伊訓には「古有夏先后、方懋厥德。罔有天災」の語あり。又「惟上帝不常。作善降之百祥。作不善降之百殃」の語あり。

又其次篇の太甲には、伊尹の語として「先生願諶天之明命」とあり。又「皇天眷佑有商。俾嗣王克終厥德」の語あり。又「惟天無親。克敬惟親。民罔常懷。懷于有仁。鬼神無常享。享于克誠。天位艱哉」の語あり。

又其次篇の咸有一德には「嗚呼天難謀。命靡常」の語あり。

以上の諸文、今一一解釋せずと雖ど、要するに天命は常なく、人君にして徳あれば天之に福を錫ひ、不徳なれば之に禍を降すものなるの理を反覆闡明したるものなり。

然らば人君の徳とは何ぞや。仲虺の語に湯を頌して「惟れ王聲色を邇つせず。貨利を殖めず。徳の懋なるは官を懋にし。功の懋なるは賞を懋にす。人を用ふる惟れ己れにし。過を改むること吝ならず。克く寛に克く仁に。信を兆民に彰かにす」といへるは是なり。謂はゆる「聲色を近づけず」とは音樂に耽らず、女色を慎むことなり。孔子が「鄭聲を放ち佞人を遠けよ、鄭聲は淫に、佞人は危し」(論語衛靈公第十五)といへると略は同義なり。謂はゆる「貨利を殖めず」とは孔子が「用を節して人を愛し、民を使ふに時を以てす」(論語學而第一)といへる語と相表裏す。謂はゆる

「人を用ふる惟れ己れにし、過を改むると吝ならず」とは人の技能を取るに寛厚にして、己れの過失を改むるに嚴重なるを謂ふなり。秦誓(周書の篇の名)に「人の技ある、己之れ有るが若し」の語あり、又論語に「過ては則ち改むるを憚る勿れ」の語あり、其意相同じ。

又同篇に曰く「徳日新。萬邦惟懷。志自滿。九族乃離」と。伊訓(即ち伊尹が幼主太甲に訓ふる語)に「今王厥徳を嗣ぐ。初めに在らざる罔し。愛を立つるは惟れ親よりし。敬を立つるは惟れ長よりす。家邦に始まり。四海に終る」とあり。謂ゆる「日に新なる徳」とは余が前論文に述べたる虞書の堯典に「克明峻徳」の語あり、周書の康誥にも「克明德」の語あり。大學にも此二語を引用せり。孟子に「吾老を老とし。以て人の老に及ばし。吾幼を幼とし。以て人の幼に及ばさば。天下は掌に運らすべし。……故に恩を推せば以て四海を保んずるに足り。恩を推さざれば以て妻子を保んずる無し」(梁惠王篇上)の語あり。前掲仲虺之誥及び伊訓の文と主意相一致す。又太甲に「乃の儉徳を慎み、惟れ永圖を懷へ」の語あり。又「民の事を輕しとする無かれ、難きを惟へ。厥位を安しとする無れ。危きを惟へ」の文あり。これ皆人君日新の徳を修むるの要訣なり。蓋し儉徳を慎めば、自ら聲色を遡けて奢侈安逸に流るゝが如きこと無かるべし。民事を輕しとせず、即ち力役を重んずるときは、自ら稅斂を薄くし、民を使ふに時を以てす可く、必ず苛斂誅求以て府庫に貨利を殖むるが如きこと無かるべし。斯の如きは人君の永圖即ち國及天下を治むるの

長計なり。人君が常に天命の常なきを思ひ、民心の惟徳に歸するを慮りて、儉徳を慎むは、是れ厥位を安しとせずして危きを惟ふものなり。斯の如きを有徳の君といふなり。

次に不徳又は昏徳とは何ぞや。伊訓に「敢て宮に恒舞し、室に酣歌すること有る、時を巫風と謂ふ。敢て貨色に殉ひ、遊畋を恒にすること有る、時を淫風と謂ふ。敢て聖言を侮り、忠直に逆ひ、著徳を遠け、頑重を比すること有る、時を亂風と謂ふ。惟茲三風十愆、卿士身に一有れば、家必ず喪ふ。邦君身に一有れば、國必ず亡ぶ」と有るは是なり。按ずるに墨子に「非樂」の篇あり。其中に「先王の書、湯の官刑に之れ有り。曰く、其恒に宮に舞ふ、是を巫風と謂ふ」の文あり。國語(吳語)に子胥が吳王夫差を諫むる語に「今王黎老を播棄して孩童に焉比謀す」とあり。頑童は國語(鄭語)に「角犀豊盈を惡みて頑童窮固を近づく」の文あり。比は近づけ又は狎れ親むことなり。前掲伊訓の文を以て余が前論文に掲げたる五子の歌の一節「訓有之。内作色荒。外作禽荒。甘酒嗜音。峻宇彫牆。有二于此。未或不亡」と對照するときは、亦以て上古支那の聖賢の戒慎したる所の何たるかを見るに足るなり。

盤庚三篇は、史記殷本紀に據れば、帝盤庚の時、般は既に河北に都せるを盤庚が河を渡りて、成湯の故邑亳に遷らんとせざるに、般民が嘆き怨みて、遷るを欲せざるを、盤庚は諸侯大臣に告諭し、遂に遷都を斷行し、湯の政を行ひたれば、百姓は由て寧く、般道復興したり。然るに盤庚崩

じて弟小辛立つや、般道復衰へたり。當時百姓盤庚を思ひ、乃ち盤庚三篇を作るとあり。初め湯の祖先の契は商丘に居りしを、湯は亳に移り、仲丁は囂に移り、河亶甲は相に居り、祖乙は耿に居り、凡そ五度國都を移したるを、盤庚は耿の地が河に近く、屢々水害あるを以て、湯の故都たる亳に遷りたるなり。當時諸侯大臣等漸く驕奢に流れ、多年住み慣れ、財寶を積み累ねたる都城を離るゝは、其最も苦痛と爲せる所なり。故に暗に人民を教唆し、煽動して、盤庚の遷都の舉に反對せしめたり。盤庚はこれ等の事情を洞見し、先づ臣を諭し、又民に語げたるもの即ち此盤庚三篇なり。王先謙は『上篇は臣に語げて以て民を教ふ。中篇は將に遷らんとする時民に語げ、後兼ねて臣に及ぶ、下篇は既に遷りたる後、臣に語ぐ』といへり。此説是なる如し。今余は一々解説せず、唯二三の文を抜萃批評するに止むべし。

盤庚が群臣に諭せる語の中に『若^サ網在綱有條而不紊。若^サ農服田力穡乃有秋』とあり。此文意は、汝等當に上の教令に従ふべし、これ恰も網の用は綱(オホツナ)に在り、網を擧ぐれば細目悉く條理ありて紊れざる如し。又汝等力を盡して都を遷すべし、これ恰も農が稼穡の勞に服すれば、乃ち收穫あるが如しとなり。

次に『惰農自安。不^{ツト}作^ツ勞。不^レ服^セ田畝。越^コ其^コ罔^レ有^レ黍稷』の話あり。鄭玄註に昏を敬と解す。敬は勉なり。これも亦農事に喻へて安逸を貪ぼるの害を述べたるものなり。此等の比喩を

玩味すれば、當時賢哲の最も農業を重んじたりしこと之を想像するに難からざるなり。

盤庚下篇の末文に左の文あり。

「朕不肩好貨敢恭生生。鞠人謀人之保居。敝欽。今我既羞告爾于朕志。若否罔有弗欽。無總于貨寶。生生自庸。式敷民德。永肩一心。」

此は甚だ難解の文なれども、諸説を折衷して、余は次の如く解釋せんと欲す。

「朕は貨を好み敢て人に金を貸して利殖する如き人を信任せず。人を養ひ人の安寧を謀る如き人は敬して用ふべし。今我既に汝等に朕の志を進告したり。汝の意思に若ふと否と賛成か反對かを問はず、之を敬聽せざるべからず。貨寶を聚め、利殖して自ら用ふる勿れ。謹みて民に徳を敷き行き、永く一心をそれに傾くべし」此解は孔傳參正載する所る江氏の説に依る、(江云。説文敢進取也。恭共給也。生生猶生息。謂貸錢於人以取息。好貨之人。取給於生息貨財以自利。我不任用之云々)。

第二章 周書

周書は古文三十二篇。中今文にも共に有るは、牧誓、洪範、金縢、大誥、康誥、酒誥、梓材、召誥、洛誥、多士、無逸、君奭、多方、立政、顧命、康王之誥、呂刑(又甫刑トモイフ)、文侯之

命、費誓、秦誓の二十篇なり。而して本文に無きものは、秦誓(上中下)武成、旅獒、微子之命、蔡仲之命、周官、君陳、畢命、君牙、冏命の十二篇なり。

周書の首篇秦誓は、周の武王の在位第十三年即ち我紀元前四百六十二年に作り、而して周書の末篇秦誓は、春秋時代魯の僖公三十三年、秦の繆公が晋の襄公と戦ひて、崤といふ地にて敗れ、國に歸りて後作れるものにして、恰も我紀元三十四年に當る。故に周書は西曆紀元前千二百二十三年乃至同六百二十七年の四百九十六年間支那に於ける政治經濟上の事蹟及び思想の歴史と謂ふべきなり。

秦誓は、周武王が將に殷の紂王を討たんとする時、諸侯を孟津に會して誓ひたる語なり。此篇亦偽書との定説あれども、其文中に就て、見るべき二三を左に擧ぐべし。

上篇に「惟天地萬物父母。惟人萬物之靈。亶聰明作元后。元后作民父母」の語あり。これは莊子の達生篇に「天地者。萬物之父母也」とあり、孝經に「天地之性。人為貴」とあり。中庸に「唯天下至聖。爲能聰明睿知。足以有臨也」とあり。詩に「亶不聰」の句あり。又洪範(書經の篇の名)に「天子作民父母」の語あり。此等を寄せ集めて作りたりとの説あり。然れども前掲秦誓の語は上古支那人の天地人及び人君に對する思想を善く一括して言ひ現はしたるものと謂ふべきなり。

武王が紂の罪を數ふる語の中に曰く「今商王、上天を敬せず。災を下民に降し、沈湎色を冒り、敢て暴虐を行ふ。人を罪するに族を以てし、人を官にするに世を以てす。惟れ宮室臺榭、陂池侈服、以て爾萬姓を殘害す。忠良を焚炙し、孕婦を刳剔す」とあり。これは左傳に「父子兄弟。罪不相及」とあり、又孟子に「罪人不孥」とあるに對照し、及び墨子（尙鬼篇）に「昔者殷王紂刳剔孕婦」とあり、又帝王世紀に「紂剖比干妻、以視其胎」とあるを對照すれば、紂の奢侈暴虐、天人の共に容さざる所なるを知るべし。

泰誓中篇に「天の視るは、我民の視るに自り（又はしたがふと訓す）、天の聽くは、我民の聽くに自る」の語あり。これは阜陶謨に「天の聰明は我民の聰明に自り、天の明夷は我民の明夷に自る」とあるに其趣意を同ふす。

泰誓下篇に「古人言ふ有り、曰く、我を撫すれば則ち后、我を虐すれば則ち讎。獨夫の受、洪に惟れ威を作す、乃ち汝ぢの世讎」とあり。荀子の議兵篇に「湯武、桀紂を誅す。獨夫を誅する若し。故泰誓に曰く獨夫紂」との文あり。孟子の梁惠王篇下に、孟子齊宣王が湯武が臣を以て其君の桀紂を殺するは可なる乎の問に對へて「仁を賊する者、之を賊と謂ふ。義を賊する者之を殘賊と謂ふ。殘賊の人之を一夫と謂ふ。一夫の紂を誅するを聞く矣。未だ其君を殺するを聞かざる也」の語あり。余思ふに、人君が天命を承けて民を治め、民意に由りて天意を察するは、實に民

本政治の精髓にして、古今東西に亘りて戻らざる確固不拔の綱常なるべしと雖も、臣子の分を以て君主を目して獨夫と爲し、世讎と呼び、敢て之を弑するに至りては、縱令支那人古來の道德思想は之を容るべきも、到底我日本民族の首肯し能はざる所なり。而して此古文尙書の「世讎」の二字、並に其下文に在る「乃の讎を殄殲す」の語に就て、支那學者間にも批難あり。顧炎武云ふ「商の德澤深し矣。尺土も其有に非ざる莫き也。一民も其臣に非ざる莫き也。武王紂を伐ち、乃ち曰く、乃ち汝の世讎と。紂の不善亦其身に止まる。何ぞ其先世を并せて之を讎とするに至る邪」と。又閻若璩は云ふ「此當時百姓未だ紂を讎とするを知らず、而も武王實に之を曠使せる者の若し。噫其れ甚だしいかな」とあり。是れ正當の説なり。但し此批難は、此泰誓の文が僞書なるを指摘したるにて、湯武の討伐を不可となしたるには非ず。是れ余輩の思想と根本に於て異なる所なり。

牧誓(第四)は古今文共に有り。僞書と思はるゝ泰誓と異にして、文意暢達し、筆力活動す。是は武王が紂を伐ちて牧野に戦ひたる時の誓詞なり。其中に紂が唯婦人を近づけ、祭祀を怠たり。骨肉忠良を斥け、百姓を虐ぐるを責め、先づ古人の言を引いて曰く「牝雞は晨すること(トキワツ)。骨肉忠良を斥け、百姓を虐ぐるを責め、先づ古人の言を引いて曰く「牝雞は晨すること(トキワツ)。無し。牝雞の晨するは、惟れ家の索(ツツ)なり」と此語尤も味ふ可し。語意は牝雞は夜明のときを作るべきものに非ず。若しときを作ることあらば、其家は衰滅すべしと。以て婦女が國政に干與す

るの弊を諷したるなり。蓋し現時文明諸國に在りては、婦女の參政權漸く認めらるゝと雖も、此と彼とは別問題なり。忠良を斥け民衆を疎外して一に嬖幸に聽くもの、亡國の徵に非ずして何ぞや。

武成(第五)は古文のみ有り。武王殷を伐ちて凱旋したる時の作なり。其中、紂が奢侈暴虐を指して『天物を暴殄し、烝民を害虐す』といへり。上句は禮記王制に『田かするに禮を以てせざるを天物を暴すと曰ふ』とあるを取りたるならむ。參考の爲に禮記の前後の文を擧ぐれば『天子諸侯事なければ。則ち歳ごとに三たび田かす。一は乾豆の爲にし。二は賓客の爲にし。三は君の庖に充つる爲にす。事無くして田かせざるを不敬と曰ふ(不敬とは祭祀を簡にし賓客を略するなり)。田するに禮を以てせざるを天物を暴すと曰ふ。天子は合圍せず。諸侯は群を掩はず(物を盡くす爲めなり)』云云』とあり。

又武王が殷紂の聚斂したる粟財を散して人民に施こしたることを叙して『鹿臺の財を散し、鉅橋の粟を發し、四海に大賚して萬姓悅服す』といへり。論語堯曰篇にも『周に大賚有り、善人は是れ富む』の語あり。又武成の末文に『民に重んずるは五教。惟れ食喪祭』とあり。五教は五常の教なり。論語に『民に重んずる所は、食喪祭』の語あり。蓋し之を取れる歟。食は生を養ひ、喪は死を送り、而して祭は遠を追ふなり。古人反覆以て民に重んずべき所と爲すもの茲に在るを警告す。亦以て經濟と道德との合致を見るべきなり。

洪範(第六)は武王第十三年に殷を討ちて凱旋し、殷の賢人箕子の囚となれるを釋し、箕子に政治の大法を諮問したるに、箕子の答へたるものを載す。古文今文共に有りて、尙書中最も重要な篇の一なり。此篇首に「天、禹に洪範九疇を錫ふ、彝倫の叙つる攸ろなり」とあるを取りて、篇の名と爲せるなり。洪範は大法なり。九疇は九類なり。彝倫の叙つる攸ろとは經常の道を規律せる所との意なり。九疇とは、第一、五行即ち水、火、木、金、土是なり。第二、五事即ち貌、言、視、聽、思是なり。第三、八政即ち食、貨、祀、司空、司徒、司寇、賓、師是なり。第四、五紀即ち歲、月、日、星辰、曆數是なり。第五、皇極。第六、三德即ち正直、剛克、柔克是なり。第七、稽疑。第八、庶徵即ち雨、暘、燠、寒、風、時是なり。第九、五福、六極、即ち壽、富、康寧、攸好德、考終命を五福といひ、凶短折、疾、憂、貧、惡、弱を六極といふなり。九疇を盡く説明批判するは容易に非ず、故に唯一二に就て卑見を述ぶること、爲すべし。

前掲の中、先づ八政に就て一言すべし。八政は蓋し殷の時代に於ける政府官制の大綱なり。今之を以て舜の時の官制と對比すれば、蓋し左表の如くなるべし。

舜の九官

洪範の八政

(括弧内は洪範に於ての順位なり)

司空

司空 (四)

后稷

食

(一)

司徒……………司徒 (五)

士……………司寇 (六)

師……………師 (八)

共工……………貨 (二)

虞……………貨 (二)

秩宗……………祀 (三)

典樂……………賓 (七)

納言……………

洪範の八政に就て最も注意すべきは、食政貨政の二を以て八政の首位に置きたること是なり。蔡註に曰く『食は民と急とする所ろ、貨は民の資とする所ろ。故に食を首と爲し、貨之に次く。食貨は生を養ふ所以なり。祭祀は本に報ゆる所以なり。司空は上を掌とる、其居を安んずる所以なり。司徒は教を掌とる、其性を成す所以なり。司寇は禁を掌とる、其姦を治むる所以なり。賓は諸侯遠人を禮す、往來交際する所以なり。師は殘を除き、暴を禁ずるなり。兵は聖人の已むを得るに非ず。故に末に居くなり』と。此の蔡氏の言は先づ余の意を獲たり、故に茲に掲載す。

第五の皇極に就ては、洪範に『建^{ツルニ}用^ニ皇極』とあり。又『皇^{キミ}建^ツ其有極』の句あり。蔡註に依る

に『皇は君、建は立也。極は猶ほ北極の極のごとし、至極の義、標準の名、中立して四方の正を取る所たるもの也』とあり。要するに極の本義は屋根の棟なり、屋根の棟は四方合湊する所、故に轉じて大中至正の意義となるなり。「中庸」又は「論語」に謂ゆる中庸の道は即ち極なり。軌近極端といふ詞は反對の意味に用ひらるゝに至れるは注意すべき事なり。擬洪範、皇極を説く條中に有徳有能の士を擧げて高位重祿を授くべく、鰥寡孤獨の者を恤みて之を撫養すべきを説きて、更に曰く『無偏無陂。遵王之義。無有作好。遵王之道。無有作惡。遵王之路。無偏無黨。王道蕩々。無黨無偏。王道平々。無反無側。王道正直。會其有極。歸其有極。』と。此は是れ有韻の文、讀み去り讀み來りて、天朗らかに地清き處、和氣の充滿し、光輝の煥發せるが如きを覺ゆ、後世の共產主義者社會主義者が、徒らに矯激の言辭を弄し、漫りに險惡の謀計を構へて、或は財産の平等を主張し、或は階級の鬭争を煽動するものゝ如きと、其差何ぞ當に霄壤のみならむや。嗚呼極、極ならむや。極ならむや。

旅葵(第七)は武王が商に克ち、道を九夷八蠻に通じたる時、西戎の長が大夫を獻じたるに方り、太保(官)の召公が戒めの詞を作りて王に上まつりたるものなり。古文にのみありて今文に無きものなれども、亦名句に乏しからず。曰く『人を玩べば徳を喪ひ、物を玩へば志を喪ふ』曰く『無益を作して有益を害せざれば、功乃ち成り、異物を貴ひ用物を賤まざれば、民乃ち足る』曰く

『遠物を寶とせざれば則ち遠き人格キグ。寶とする所トコロ惟れ賢なれば則ち邇チカき人安し』と。亦以む人を貴しとして物を賤しとし、必要物を重んじて奢侈物を輕んじたる上古王道の主意を見るべきなり。

康誥(第十二)酒誥(第十二)梓材(第十三)の三篇は何れも周公が其弟の康叔が衛に封せられたる時に與へたる訓戒の詩なり。就中酒誥は酒の利害を説きたるものにて、蓋し支那最古の節酒論なり。軌近禁酒論の旨ツギしき時に方りて頗る考慮に値するものなり。酒誥の篇首に文王の訓辭を掲げて曰く『乃穆考文王。肇ムカ國在西土。厥誥ムカ毖庶邦庶土。越少正御事。朝夕曰。祀茲酒。惟天降命。肇我民。惟元祀。天降威。我民用大亂喪德。亦罔非酒惟行。越小大邦用喪。亦罔非酒惟辜』穆は詩經に穆々たる文王とあるに同じく、敬ツギシムなり。考は父なり。穆考は敬虔なる父と尊稱せるなり。扱我父文王は西土即ち岐周に在りて、政治を行ひたる時、諸國諸士及び少正(副官)御事(事を掌とる役人)に訓戒して、朝夕に曰く、祭祀の時のみこの酒を用ひよと。天が始めて民をして酒を作らしめたるは唯元祀(大なる祭祀)の爲にしたるのみ。然るに天、威を下して罰を行ふ場合あり。我民は爲めに大に亂れて、徳を失ひたり、而して其由て來る所は他なし、酒に耽りたるが爲めなり。小大の邦の亡ぶる所以も亦是れ酒の上の罪にあらざるなし』これ前掲の文の解釋なり。次に左の文あり。

『文王誥教小子。有正有事。無彝酒。越庶國。飲惟祀。德將無醉。』

孫星衍は小子を以て康叔を謂ふと解せり。文王は康叔に誥げ教ふ。曰く「政事ある時は酒を慎みて、常に用ふる勿れ」。及び庶國に教へて曰く、「酒を飲むは只祀の時のみ爲せよ。徳を行ひ、酣醉する勿れと」。

周公は文王の教訓を反覆すること斯の如く、更に人民に對して、酒を飲むべき場合を教へて曰く「妹土爾股肱。純其藝黍稷。奔走事厥考厥長。肇牽車牛。遠服賈。用孝養厥父母。厥父母慶。自洗腆致用酒」と。妹土は康叔の封せられたる衛國を指す。「衛國の人よ。汝は汝の手足を絶えず働かして大に農作に勉め、奔走して其父兄に事へ。又は肇(敏也)く車牛を牽き、貨物を載せて遠くに行きて賈を事とし、利益を得て歸りて、以て其父母に孝養せよ。扱父母慶ふことなれば、汝等は自身に食器を洗ひ清め、盛り物を豊厚にして、酒を用ふるを致せよ」とこれ其の解なり。

周公は更に衛國の士に教訓して曰く「庶士有正越庶伯君子。其爾典聽朕教。爾大克羞者惟君。爾乃飲食醉飽。丕惟曰。爾克永觀省。作稽中德。爾尙克羞饋祀。爾乃自介用逸」と。此文意は蓋し左の如し。

「上下の諸役人どもよ。汝常に子の教を聴け。汝大に克く酒食を長老に羞めて、君を相くると

きは、汝等も亦飲食して酔飽せよ』と。尙ほ大言して曰く『汝等常に反觀内省して能く中庸の徳に合することを考慮せよ。斯の如くして始めて祭祀に供物を具へて神明の享くる所となり、自身も酒を飲みて、大に安逸することを得るに庶幾からむ』と。

蔡註に以上の諸訓辭を要約して曰く『上文を按するに、父母慶べば則ち酒を飲む可し。克く苟に羞むれば則ち酒を飲む可し。饋祀に羞むれば則ち酒を飲む可し。本其飲を禁絶せんと欲す。今乃ち反つて其端を開く者は、不禁の禁なり。聖人の教は迫らずして民從ふとは此なり』と。誠に當を得たる解釋と謂ふ可きなり。

無逸(第十七)は周公の作る所。成王が位に即き、其安逸に流れんことを恐れて、之を作りて王を戒しめたるなり。篇首に曰く

『周公曰。嗚呼君子。所其無逸。先知稼穡之艱難。乃逸。則知小人之依。相小人。厥父母勤勞稼穡。厥子乃不知稼穡之艱難。乃逸。乃諺。既誕。否則侮厥父母。曰昔之人無聞知。上の乃逸は衍なりとの説あり。然れども古文今文とも此二字あり。今文の證は王充(學事)の論衡(名儒)増篇に『先知稼穡之艱難乃伏』とあり。たゞ舊の字伏の字が少しく異なるのみ。但し穡又は逸と同義なり。故に此の乃伏の二字を入れて解釋するときは下の如し。

『周公曰く。嗚呼君子（在官の長者）は其位に處りて政を爲すや、其れ自から逸豫することなし、先つ人民の稼穡の艱難を知り、之を思ひやりて、自からも心を勞して政事を爲し、そこで逸豫することあり。是れ一張一弛の義なり。斯くて君子は稼穡は人民の依て以て生業を營む所なるを知るなり。彼の小人を見るに、中には厥父母は稼穡に勤勞すれども、厥子は稼穡の艱難を知らず。たゞ安逸を食ほり。野鄙又は虚誕なる言辭を弄し。然らざれば父母を侮どりて守舊頑固の人にて、何等新らしき事を聞知する所ろなしと爲す』余輩思ふに今世も亦之に似たる事多し。周公の言や、實に獨り周初の弊を指摘せるのみに非ざるを痛感せずんばあらず。

尙書の他の諸篇に就ては、尙ほ解説批評すべきもの多々之れ有るべけれども一先づ茲に擱筆す。（完結）